

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は項（以下「改正前の条等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は項（以下「改正後の条等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の条等を当該改正後の条等とする。
- (2) 次の表中、改正前の条等に対応する改正後の条等が存在しない場合にあつては、当該改正前の条等を削る。
- (3) 次の表中、改正後の条等に対応する改正前の条等が存在しない場合にあつては、当該改正後の条等を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(設置) 第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第<u>16号</u>。以下「<u>公開条例</u>」という。）第<u>18条</u>及び春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第<u>17号</u>。以下「<u>保護条例</u>」という。）第<u>32条</u>の規定に基づく諮問に応じて審査するため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (定義) 第2条 この条例における用語の意義は、公開条例及び保護条例の例による。 (所掌事務) 第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか公開条例第29条第3項及び保護条例第42条第3項の規定により実施機関から求められたときは、意見を述べることができる。 2 審査会は、当該審査を通じて必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について意見を述べることができる。 (審議の原則) 第4条 審査会が行う審議は、実施機関が非公開	(設置等) 第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第<u>16号</u>）第<u>13条</u>及び春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第<u>17号</u>）第<u>23条</u>の規定に基づく諮問に応じて審査するため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 審査会は、前項に定めるもののほか、実施機関から求められたときは、意見を述べることができる。

等又は不開示等の決定をした情報を基に行うものとする。

(委員)

第5条

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員として適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏を旨とし、調査審議しなければならない。

(会長)

第6条 (略)

(会議)

第7条

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議事に参加することができない。

5 (略)

(手続の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てに係る事件を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、不服申立てに係る事件を併合し、又は分離したときは、不服申立人、参加人及び実施機関にその旨を通知しなければならない。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開決定等又は開示決定等（以下「決定等」という。）に係る文書の提出を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提出された文書の公開を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、決定等に係る文書に記録されている情報の内容及び当該決定等を判断した理

(委員)

第2条

(会長)

第3条 (略)

(会議)

第4条

3 (略)

由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他実地調査等必要な調査をすることができる。

（意見陳述等）

第10条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、あらかじめ審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、不服申立人等（意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第12条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（標準審議期間）

第13条 審査会は、第1条の規定による諮問があったときは、その日から90日以内に答申するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定は、第3条第1項の規定により意見を述べる場合について準用する。

(答申書の送付等) 第14条 審査会は、第1条に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 (守秘義務) 第15条 (略) (庶務) 第16条 (略) (委任) 第17条 (略) (罰則) 第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(意見聴取等) 第5条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (守秘義務) 第6条 (略) (庶務) 第7条 (略) (委任) 第8条 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正部分は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。